

令和8年10月1日

お客様 各位

公益社団法人
あきる野市シルバー人材センター
会 長 若 林 健 一
(印章省略)

剪定（植木）・草刈・除草作業における会員業務委託料改定および資材使用料導入のお知らせ

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当シルバー人材センターの事業に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

当センターでは、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と、地域社会の福祉の向上、活性化を目指し、公益法人としてできる限り安価で丁寧な作業に努めてまいりました。

しかしながら、近年の最低賃金の引き上げに加え、物価高騰による資材・刈払機等の消耗品の値上がりが続いており、従来の料金を維持することが極めて困難な状況となっております。

つきましては、今後も安全かつ質の高いサービスを継続し、会員の就業環境を維持するため、令和8年10月1日以降の受付（または作業分）より、下記のとおり会員業務委託料の改定および機材使用料の新設をお願いさせていただくこととなりました。

発注者の皆様にはご負担をおかけすることとなり、大変心苦しい限りではございますが、何卒諸事情をご賢察のうえ、今後とも変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 改定（実施）時期
令和8年（2026年）10月1日 受付分（または実施分）より
2. 主な改定内容
 - ・配分金（基本作業料金）の値上げ
 - ・機材使用料の新設（除草作業を除く）
機械（刈払機・脚立等）を使用する作業1回（または1日）につき、消耗品代として500円を材料費に加算させていただきます。
 - ・剪定（せんてい）した枝葉や雑草などの処分にかかる費用が、
今後は実際にかかった費用（実費）として請求させていただきます。

※お見積りにつきましては、当センターまでお気軽にお問い合わせください。